

入札参加有資格者 様

都市整備局企画部施設整備課
設備改修担当課長

都市整備局発注における設備機器等改修工事設計図書（図面）の簡略化について（試行）

本市では、平成 27 年 12 月に「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、市設建築物の長寿命化に取り組んでおり、近年、改修工事の事業量が増加してきております。

都市整備局においては、これまで、改修工事についても設計図面を作成し、工事発注を行ってまいりましたが、こうした状況に対応するため業務の効率化を図る必要が生じています。

つきましては、令和 3 年度から試行的に、設備機器改修工事の一部において設計図書に既存図面等を活用する運用としましたので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

記

1. 対象とする工事 : 設備機器等改修工事のうち、機器等のみを更新する工事
(工事名称は「(施設名称) ○○更新工事」となります)

2. 設計図書（図面）: 建設時の図面（マイクロフィルム保存図面）を使用

※工事内容の明示や工事費算定のために、下記の資料を追加する場合があります。

- ・部分的に作成した図面
- ・現況写真
- ・建設時の図面から数量積算できない材料等の数量表

3. 実施時期 : 令和 3 年 4 月 1 日以降に公告する案件より適用します。

4. その他 : 設計図書（図面）が簡略化されますが、それ以外の入札時に提供する資料についてはこれまでと変更ありません。

以上